

「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者を何日間健康観察すべきか？」

～港区みなと保健所の積極的疫学調査からわかったこと～

港区みなと保健所 松本加代、佐藤寿彦、舟木素子、堀成美
国立大学法人千葉大学総合安全衛生管理機構 潤間勲子
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 石金正裕

現在、日本では、新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）のまん延防止のため、感染症法第 15 条の積極的疫学調査による濃厚接触者を特定し、COVID-19 陽性者と最終接触後 14 日を健康観察期間として、自宅待機などの行動制限を要請している。

濃厚接触者の行動制限は、感染拡大防止策として重要であるが、その期間の合理性や妥当性については、COVID-19 の潜伏期間、陽性者の就業制限、勧告入院期間、他国の対応など現状の知見をもとに、必要最小限にとどめることが重要であり、流行期の今、まさに再検討をする時期にきている。

COVID-19 についての隔離期間の推奨は国によって異なっており、米国疾病予防管理センター（CDC）は昨年 12 月 10 日、7 日間（隔離中止前 4 8 時間以内の検体で検査陰性確認をした場合）または 10 日間の選択肢を提示した。

今回の調査では、2020 年 4 月 1 日から 11 月 30 日までにみなと保健所が就業制限・入院勧告を実施した COVID-19 確定症例 1606 人についての分析を行った。そのうち、2 人以上の COVID-19 の発症が確認された住所は 117 か所で、先行して発症した 117 人と後続して発症した同一住所者（以下同居者）の 140 人においては、発症日の差が 7 日以内 125 人（89.2%）、10 日以内 134 人（95.7%）、14 日以内 139 人（99.2%）であった。すなわち、CDC が提示した健康観察・行動制限期間の 10 日間において、最終的に発症した同居者の 95.7%の発症を確認することができた。

今回、積極的疫学調査における同居者の感染事例報告での健康観察期間の妥当性についての調査し結果を報告した。このような報告は COVID-19 について国内初である。この報告によって濃厚接触者の健康観察期間が現在の 14 日間から 7 日間または 10 日間に短縮可能であることが示唆された。これにより、濃厚接触者はもとより、保育施設、学校、社会福祉施設、病院、企業など社会生活への影響が改善され、さらには保健所における事務改善にもつながることが期待される。今後、この調査報告が、本邦における COVID-19 患者の濃厚接触者における健康観察および行動制限の期間を適正化する検討に資することを期待する。